

平成 30 年度相模原市スポーツ施設ネーミングライツ事業募集要項（案）

1 募集の趣旨

新たな財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、相模原市のスポーツ施設にネーミングライツを導入します。

2 募集対象施設

施設名	住所
相模原市立	相模原市緑区
相模原市立	相模原市中央区
相模原市立	相模原市南区

3 応募ができる者

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する法人等が対象です。
- (2) 応募者の本社・本店所在地は、相模原市内外を問いません。
- (3) ネーミングライツ・スポンサーとなることができる法人等は、市内全ての施設等に対し、2施設までとします。
- (4) 相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当する場合は、応募できません。

【参考】相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 消費者金融
- エ たばこ
- オ ギャンブルに係るもの
- カ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- キ 占い、運勢判断に関するもの
- ク 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ケ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- コ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)により、連鎖販売取引と規定される業種
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- シ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの
- ス 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団の構成員等であるもの
セ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)により、競争入札の参加を制限されているもの
ソ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
タ 各種法令に違反しているもの
チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
ツ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

4 ネーミングライツの取扱い

- (1) 条例に規定する施設の名称の変更を行うものではありませんが、施設の愛称として、企業名又は商品名(ブランド名)を付することが可能です。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。
- (3) 応募いただく「愛称案」については、次の点に留意してください。
 - 公共の施設、スポーツ施設としてふさわしいものであること
 - 施設の使用目的(体育館、水泳場等)が分かるものであること
 - 「相模原」を含むなど、相模原市の施設名称としてふさわしいものであること

5 スポンサーメリット

ネーミングライツ契約が成立した場合、当該施設に愛称を付するほか、次のスポンサーメリットを得ることができます。

- (1) 広報印刷物やホームページなど、市が当該施設を表記する場合は、原則として愛称を使用します。
 - 「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」「東京2020パラリンピック競技大会」に関する広報等には愛称は使用できませんので、ご了承ください。
 - その他、媒体や内容によっては対応できない場合もあります。
- (2) 当該施設における既存の看板表示を愛称に変更することができます。
 - 市との協議によって、愛称を用いた看板を新たに設置することもできます。
 - 表示の変更及び看板の設置、撤去等の費用については、スポンサーによる負担とします。
- (3) 施設周辺の案内看板等を愛称に変更することができます。
 - 市や関係機関との協議が必要となります。
 - 費用については、スポンサーによる負担とします。
- (4) 契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。

6 契約条件

施設	
契約金額	年間 万円以上 (消費税及び地方消費税込)
契約期間	年以上
愛称使用開始	協議により決定(平成31年3月頃を予定)

* 応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

7 募集スケジュール

(1) 応募方法

別添「相模原市スポーツ施設ネーミングライツ事業募集申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に持参又は郵送にて「12 お問合せ先」まで提出してください。**なお、書類を提出される前に、必ず市に事前相談を行って下さい。**

(2) 受付期間

平成30年 月 日()から平成30年 月 日()まで

- ・持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時までにお越しください。
- ・郵送の場合は、平成30年 月 日()必着とします。

(3) 質問方法

応募に関して質問がある場合は、平成30年 月 日()までに「相模原市スポーツ施設ネーミングライツ質問書」を「12 お問合せ先」までEメール又はFAXにて提出してください。Eメールによる質問は、タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。

質問に対する回答は、順次市ホームページに掲載します。

8 選定方法

- (1) 募集後、選定委員会において、提案内容、経営状況、企業理念、愛称、金額、期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権の付与について決定します。

募集期間内に同一施設等に対して選定基準を上回る提案が複数あった場合は、選定委員会で順位付けを行います。

- (2) 結果については、応募者に対し、文書で通知します。

- (3) 優先交渉権を付与した応募者と契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的に契約を交わします。

なお、優先交渉権を付与された応募者との間で契約合意の可能性が無いと市が判断した場合は、次点の候補者と契約交渉を行うものとします。

- (4) 選定過程において、必要に応じて市民等へ意見聴取を実施する場合があります。

9 命名権料の使途

施設等の更なるサービス向上のために必要な事業の財源として充てます。

10 契約の解除

契約当事者の事情又は瑕疵により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合及び契約期間中に相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当することとなった場合には、契約を解除することがあります。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー企業等の負担とします。

11 応募・参考資料

- (1) 相模原市ネーミングライツ事業募集申込書【様式1】
- (2) 応募者の条件に関する確約書【様式2】
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式3】
- (4) 相模原市スポーツ施設ネーミングライツ質問書【様式4】
- (5) 相模原市ネーミングライツ導入方針

12 お問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市教育委員会 教育局生涯学習部スポーツ課「ネーミングライツ担当」

電話 042-769-8288 (直通)

FAX 042-754-7990

E-mail sports@city.sagamihara.kanagawa.jp